



愛知県後期高齢者医療被保険者証（保険証）色は薄い水色です

医

療

4月から後期高齢者医療制度が始まります。これは、従来の老人保健制度から変更となるものです。このため、現在の「老人保健法医療受給者証」（白色）、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」（白色）、「老人保健特定疾病療養受療証」（白色）は4月から使えなくなりま

す。市役所もしくはお近くの支所、出張所へ返却してください。これから医療機関に受診する

時は「愛知県後期高齢者医療被保険者証（保険証）」を持参してください。また、後期高齢者医療制度の「認定証」や「療養受療証」も持っている場合は、合わせて持参してください。

保険料に関する通知は、年金から保険料を天引きする人には4月上旬に、口座振替や納付書で個別に納める人には7月中旬に、それぞれ通知書を送付します。

コールセンターを開設

専門の相談員を配置したコールセンターを設置しました。後期高齢者医療制度に関する質問や相談を受けています。ぜひ、ご活用ください。
コールセンター（☎0570<05>5105）
●問い合わせ 愛知県後期高齢者医療広域連合（☎052<955>1227）

使用水量のお知らせ

〒461-8502 愛知県安城市
〒461-8502 愛知県安城市

お客様番号 1234567-15

使用水量 1234567-15

料金表

区分	料金	区分	料金
基本料金	1478円	下水道使用料	1411円
基本料金	1478円	下水道使用料	1411円
基本料金	1478円	下水道使用料	1411円

※水道料金は、水道料金のほか、下水道料金を加算して計算します。

4月検針分から使用水量のお知らせが、大きく見やすくなります。また、前年同期と前回・

水道

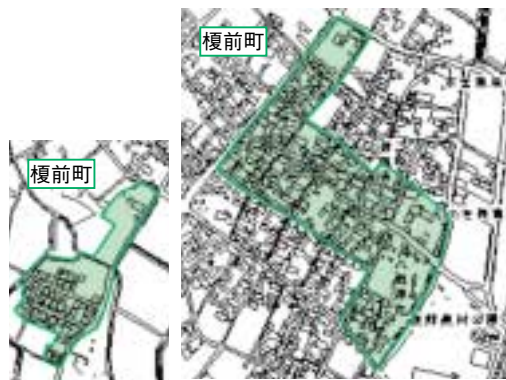
問い合わせ▼水道業務課

前々回の水量を掲載します。水の有効利用に努めましょう。

4月から安城市狭あい道路拡幅整備要綱が施行されました。建物の新築・増改築などをする場合、接する道が幅員4m未満であると、道路中心線から2m後退して建物や塀などを建築しなければなりません。その後退用地について建築確認申請前に市と事前協議が必要です。該当する場合は、担当課までお問い合わせください。

道路

問い合わせ▼維持管理課 建築課



下水道の整備区域が広がります。今年度は、安城町・古井町・桜井町・堀内町・榎前町・城ヶ入町のそれぞれ一部区域に下水道を整備します（図参照）。該当区域に土地を持つている人には「受益者負担金」を賦課します。6月に土地所有者へ地目・面積などを記載した申告書を送付します。内容をご確認のうえ申告してください。

※土地に地上権や使用貸借などの権利がある場合は、土地の所有者が権利者のどちらかが受益者になります。

下水道

受益者負担金

計算方法

問い合わせ▼下水道管理課

引いたもの

★説明会を開催

受益者負担金制度と納付までの手続きの説明会を開催します。詳細は、対象となる土地所有者へ通知します。

負担金は、その土地に対して一度限りのものです。
●対象 下水道整備区域内のすべての土地
●金額 1㎡あたり360円
●納付方法 分割納付（年2回ずつ5年間、計10回）と一括納付があり、一括納付をすると報奨金が交付されます。

●例 200㎡（約60坪）の土地の負担金額

360円×200㎡＝72000円
分割納付では↓7000円×10回
一括納付では↓5万8660円
（報奨金1万1340円を差し